

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ひようごけん あわじし	ふりがな	いくほ・さのちいきかつせいかけいかく
計画主体名	兵庫県・淡路市	活性化計画名	生穂・佐野地域活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和6年度 令和3年度～令和5年度	総事業費(交付金)	1,026,604千円(351,791千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 +34,000人	事業活用活性化計画目標	①交流人口の増加 +34,000人 ②子供と農村の交流機会の増加 3回/年

計画主体 確認の日付	令和3年2月1日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		計画目標は交流人口の増加に資する内容で、目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		交流研修施設、滞在型市民農園の整備などにより、都市住民との交流機会の増加を図るものであり、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標： 事業を実施することにより交流人口の増加、農山漁村の活性化を図る。 事業活性化計画の目標：

				都市と農村を結びつけるさまざまな事業メニューに取り組むこと によって交流人口の増加を図る。また、子どもを含めた現役世代 と農村の交流機会増加によって定住人口の増加に取り組む。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		兵庫県・淡路市が計画主体となった、改善期間中の活性化計画は ない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・ 林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策 との連携、配慮、調和等が図られているか	○		淡路市総合計画（平成29年3月）第3編第5章【地域資源と地域 活力があふれるまち（産業）】において、(3) グリーンツーリズム ・ブルーツーリズムの推進では、「民間活力による直売所、体験 型農園、観光農園、農家レストラン、漁業体験など多彩なツーリ ズム資源を活用し、組み合わせることで相乗効果を高めるととも に、経営等取組に対する支援を行うことで、継続した事業実施と 都市と農村との交流活動の推進を図ります。」としており、このこ とを踏まえ活性化計画及び事業実施計画としている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住 民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		関係する地元自治会等の合意のもとに計画を進めている。 下記のとおり調整会議を重ねるとともに、事業メニューごとに自 治会と確認書を締結し事業内容について合意形成を図っている。 また、地元自治会等から挙げられた意見等を反映し活性化計画及 び事業実施計画を作成している。 R2. 4. 1 野田尾地区地元協議 6人 市役所 R2. 4. 9 旧佐野小利活用委員会 10人 佐野会館 R2. 5. 14 野田尾地区地元協議 9人 野田尾会館 R2. 5. 18 野田尾地区地元協議 6人 市役所 R2. 5. 23 興隆寺地区地元協議 9人 天空庵 R2. 5. 23 野田尾地区地元協議 13人 野田尾会館 R2. 5. 30 野田尾地区地元協議 13人 野田尾会館 R2. 6. 2 旧佐野小利活用協議 7人 市役所 R2. 6. 12 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館

				R2. 6. 23 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館 R2. 6. 24 興隆寺地区地元協議 7人 天空庵 R2. 6. 24 野田尾地区地元協議 6人 市役所 R2. 7. 3 旧佐野小利活用委員会 15人 佐野会館 R2. 7. 18 野田尾地区地元協議 14人 野田尾会館 R2. 8. 20 興隆寺地区地元協議 5人 天空庵 R2. 8. 24 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館 R2. 9. 4 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館 R2. 9. 28 野田尾地区地元協議 9人 市役所 R2. 10. 21 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館 R2. 11. 26 市民農園先進地視察 19人 多可郡多可町 R2. 12. 12 興隆寺地区ワーキング 約20人 旧佐野小学校 R2. 12. 21 旧佐野小利活用委員会 14人 佐野会館 R2. 1. 9 野田尾地区地元説明会 約30人 野田尾会館
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		関係する地元自治会等と農山漁村活性化整備対策事業に関する確認書を締結している。この確認書は地元自治会総意のものであり、女性の意見や提案についても総括した結果に基づくものである。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		事業実施主体である淡路市、合同会社興隆寺、(株)さの小と計画地域（佐野地区連合町内会、野田尾町内会、興隆寺町内会）が一体となって事業推進にあたっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		事業内容はどれも交流人口の増加を図ることにより、地域活性化を目指すものであり、農山漁村地区活性化計画の目標及び事業活用活性化計画の目標と整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画の期間は基本方針において3年～5年、事業実施期間

				<p>は実施要領において原則3年以内とされている。</p> <p>今般の計画では、計画期間を令和3年度から令和6年度までの4年間、事業実施期間を令和3年度から令和5年度までの3年間としている。</p> <p>今回の計画は、複数の事業メニューを予定している関係から、事業実施に無理のないよう期間を設定している。</p> <p>特に事業メニューによっては、用地買収や造成工事を伴う内容もあることから、事業実施期間は3年間で妥当であると判断している。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		<p>実施要領第9の1（4）その他関係法規に基づく許認可：事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園を開設する場合は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の規定に基づき、市民農園区域を指定する必要があるが、12月14日付け淡路（洲農）第2172号兵庫県淡路県民局長通知をもって同意を得ている。 ・建築確認申請が必要な水産物処理加工施設は設計施工監理業務を委託し専門知識を有する者に、所要の手続きを担わせる。 ・市民農園の滞在施設、農家レストラン、地域住民活動支援促進施設、キャンプ場の管理棟は、建築場所が都市計画区域外であり、かつ、法第6条第1項各号の規定（確認申請を要する建築物）に該当しない建築物であるため建築確認申請を要しない。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>総事業費：1,026,604千円</p> <p>交付要望額：351,791千円</p> <p>交付限度額：交付対象事業費703,590円×交付額算定交付率0.5</p>

				≒351,793千円以内
1-10	活性化計画区域の設定は適切か		○	<p>計画区域の農林地は全体の86.54%を占めている。</p> <p>また、計画区域における全就業者数に対する農林漁業従事者の割合（直近2015国勢調査）は14.77%であり、農業が重要な産業となっている。</p> <p>なお、活性化計画区域は市街化区域及び用途区域に指定されていない。</p> <p style="text-align: center;"><u>482ha</u></p> <p>・農林地面積=557ha =86.54%</p> <p style="text-align: center;"><u>農林漁業従事者 294人</u></p> <p>・農林漁業従事者の割合=総数 1,990人 =14.77%</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		建築構造物については、建築基準法に基づき耐震性を有する構造となるよう保有水平体力の検討等を行い、十分な安全性を確保する計画とする。また、実施設計・施工については施工監理業務委託を行い、専門知識を有する者に監理を担わせる。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材利活用促進施設、㉖の地域資源活用交流促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備について	○		今回新築する施設については、すべて木造で建築する予定である。 ただし、既存施設を改修する水産物処理加工施設は、複合用途（店舗・飲食店等）の特殊建築物として「建築基準法第35条の2」により内装制限を受ける建物であり、1.2m以下の腰壁部分を除く居室・通路及び階段等については法令の制限上木質化できない

	<p>ては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			<p>い（居室は難燃以上、通路及び階段等は準不燃以上）。 床及び 1.2m 以下の腰壁部分、内装材の線材（巾木・廻縁・額縁等）については法令上の制約が無いため、その部分については木質化することは可能であるが、全体的な整備を考えたときに、一部分のみ木質化することは費用が増高し、一体的に建築基準法の内装制限に基づく整備を施した方が有利であるため、木質化はしないこととする。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>実施設計を建築設計会社に業務委託する予定であり、建築基準法等に基づき耐震性、耐久性等に適合する構造計画とする。</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> ・増築及び改築を行う水産物処理加工施設については、既存施設の有効利用を勧奨し計画している。 ・増築及び改築を行う水産物処理加工施設については、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。 ・既存施設を取り壊し新たに新築する地域住民活動支援促進施設については、新施設において、滞在型市民農園の多目的機能や都市と農村の交流拠点としての位置づけを付加した活用を計画しており、同種又は同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）に当たらない。
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	○		<p>交付対象とする施設等の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表から、</p> <p>【市民農園、農家レストラン、地域住民活動支援促進施設】</p> <p>①建物 22 年（木造又は合成樹脂造のもの→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの）</p> <p>②建物付属設備 15 年（電気設備（照明設備を含む。）→その他の</p>

				<p>もの)</p> <p>③建物付属設備 15 年 (給排水又は衛生設備及びガス設備)</p> <p>④建物付属設備 13 年 (冷房、暖房、通風又はボイラー設備→冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの))</p> <p>⑤構築物 15 年 (舗装道路及び舗装路面→コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)</p> <p>【キャンプ場】</p> <p>①建物 7 年 (簡易建物→掘立造のもの及び仮設のもの)</p> <p>【水産物処理加工施設】</p> <p>①建物 13 年 (鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの→住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は、体育館用のもの)</p> <p>供用開始 2023 年－1986 年建築＝37 年経過</p> <p>新築耐用年数 47 年－37 年経過＝残存耐用年数 10 年</p> <p>②建物付属設備 15 年 (電気設備 (照明設備を含む。)) →その他のもの)</p> <p>③建物付属設備 15 年 (給排水又は衛生設備及びガス設備)</p> <p>④建物付属設備 13 年 (冷房、暖房、通風又はボイラー設備→冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの))</p> <p>⑤構築物 15 年 (舗装道路及び舗装路面→コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か (農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) 費用対効果算定要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知) により適切に行われているか)	○		<p>農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) 費用対効果算定要領に則り適切に算定されている。</p> <p>年効果額は 80,470,000 円、総合耐用年数は 15.8 年、還元率は 0.0868、妥当投資額は 927,101,000 円、廃用損失額は 0 円、投資効率は 1.23 である。</p>

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		・投資効率=1.23である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>実施要領の別表2における交付対象事業は、「地域資源活用総合交流促進施設」、「農林漁業・農山漁村体験施設」、「自然環境等活用交流学習施設」、「地域住民活動支援促進施設」、事業メニューは「⑳地域連携販売力強化施設」、「㉔農林漁業・農山漁村体験施設」、「㉕自然環境保全・活用交流施設」、「㉖高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」、事業は「農村地域等振興支援」、「森林資源利活用支援」である。</p> <p>今回交付申請する事業内容（滞在型市民農園2箇所（野田尾、興隆寺）、農家レストラン、キャンプ場、交流・研修施設、水産物処理加工施設）のうち、農家レストラン、交流・研修施設、水産物処理加工施設は、第1の1の（1）で多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備である。</p> <p>また、滞在型市民農園2箇所（野田尾、興隆寺）は、第1の1の（2）で農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備である。</p> <p>また、キャンプ場は、第2の1の（2）で地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設の整備である。</p> <p>対象地域となる淡路市地域は過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき指定された過疎地域であり、事業実施主体は実施要領別表1に定める「市町村」である淡路市と、「計画主体が指定したもの」である合同会社興隆寺及び、株式会社さの小</p>

				<p>である。</p> <p>なお、農家レストランの事業実施主体である合同会社興隆寺と水産物処理加工施設の事業実施主体である株式会社さの小は、実施要領第3の5の(2)に定めるとおり「農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を規約等で定めており」、実施要領第3の5の(3)に定める「地域協議会に構成員として参画しているもの」であり、別表4の農村漁村交流対策型の第1の(1)に該当するものであり要件を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>淡路市及び実施要領第3の5の「計画主体が指定した者」が事業実施主体となって各施設を整備し、運営については指定管理委託及び事業実施主体である法人とする予定であり、それぞれの施設が利用計画等に従って利用するものであり目的外使用の恐れはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		<p>地域間交流の拠点となる交流研修施設は、既存施設を取り壊し新たに整備するものであるが、現在の利用客数、都市との交流状況を把握し、今後の見込み値を算出している。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型市民農園 淡路島内に類似施設は無い。 利用計画や、整備後の見通しは兵庫県下の同様施設の例を参考に設定しており適正である。 ・農家レストラン レストランは市内、市外に多数あるが、提供するメニューで差別化を図ることにより競合する可能性は低いと考える。 他店で取り扱いの無い地元食材（興隆寺地域で獲れた猪肉、野田尾地域で採れた青パパイヤ）を活用したメニューを開発する。

		<p>立地においても国道28号線から県道を経由して15分程度の交通便利性の高い場所にあるが、ロケーションは非日常を感じる山里であり、一般の飲食店とは違ったおもむきがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場 隣接市において公営キャンプ場が数施設存在するが、一番近い「ウェルネスパーク五色・高田屋嘉兵衛公園」であっても、通常のルートで25km、車で約47分（事業主体：洲本市）と離れた場所にあり、他の施設を含めて施設のロケーション、阪神間からの移動距離、利便性等を考慮すると、島内他市の施設の利用客が当市で整備するキャンプ場と競合する可能性は低いと考えられる。 ・水産加工処理施設 市内及び島内他市に農産物直売所や、原材料加工から販売までを一貫して行う施設はあるが、水産物を加工し併設の直売所で販売する施設は他に無いため賦存量を検討する際、受益地が重なることはない。 隣接地にわかめの養殖及び加工を行う民間事業者や漁業関係団体はあるが、当該事業者と競争するのではなく、事業実施主体が当該事業者加工部門の運営を委託することによって、水産物の供給、加工の品質と効率の向上を図り、加工品の生産拡大と販売量拡大を目指す。
<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</p>	<p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型市民農園 滞在型市民農園は年貸しを前提としており、利用時期による利用者の増減は無い。 野田尾地区市民農園の利用形態は、県内で最も市民農園の事業実績がある多可郡多可町の例を踏まえ検討しており、多可町からの聞き取りを参考に1区画につき家族2人程度の週末を中心とした利用を想定している。

			<p>興隆寺地区市民農園は、地域の実情を踏まえ、また、野田尾地区市民農園と受益が重ならないという観点から利用形態を検討している。地域の実情としては野田尾地域に比べてさらに過疎化が進行し高齢化率が高く推移していることから、将来的に定住までを視野に入れた現役世代でも利用できるよう、子どもを含めた家族4人程度の利用も視野に入れ、滞在施設は野田尾地区のそれよりもゆったりとした造りを計画している。</p> <p>・農家レストラン</p> <p>農家レストランの収支は、近隣の農家レストランの事例や「6次産業化操業調査報告（農林水産省）」を参考に設定している。</p> <p>利用対象者は、計画区域外からの入り込みに加え、地域住民や他の活性化施設来訪者も来店できるよう幅広くランチ、カフェ、ディナーを提供し、時間帯を選ばず利用できる形態を予定している。</p> <p>利用時期については、年間を通して地元農水産物を中心としたメニューを提供するため時期による利用者の増減は無いものとする。</p> <p>利用形態は、市内各地にいわゆるレストランやカフェは多数存在するが、提供するメニューとロケーションで類似施設との差別化を図っている。地元で生産、加工されたジビエ肉や青パイヤなど他のレストランでは提供していないメニューを提供する。ロケーションは非日常を感じる山里であり、一般の飲食店とは違ったおもむきがある。</p> <p>・交流研修施設</p> <p>今回整備する交流研修施設で都市と農村の交流行事（夏休み子供交流イベント、収穫祭など）を多数計画しており、利用対象者は、計画区域外からの入り込みに加え、地域住民や他の活性化施設</p>
--	--	--	---

			<p>設来訪者（市民農園、キャンプ場など）も想定している。</p> <p>利用時期については、年間を通してさまざまな行事を計画していることから、時期による利用者の増減は少ないと想定しているが、行楽シーズンは増加が見込まれる。</p> <p>・キャンプ場</p> <p>日本のキャンプ参加人口は 2013 年から増加に転じ、連続で参加人口が増え続けており、2017 年のキャンプ場稼働率は全国平均で 15.0%となっていることから、本施設においても全国平均の稼働率で入込数を算定している。（JTB 総合研修所）</p> <p>利用時期は 3 月～11 月の営業期は利用者があるものの、12 月～2 月の 3 か月間を冬季休業としているため利用者が無い。ただし、5 月～8 月のハイシーズンは入込数が増加することも想定され、また、コアなソロキャンパーは冬場であってもキャンプ場を利用しているため、利用実態を見極めながら冬季の営業も検討したい。</p> <p>・水産物処理加工施設</p> <p>本市には年間 8,822 千人（平成 31 年度観光入込客数（淡路市調べ））の観光客が訪れており、本施設の来訪客も、本市を訪れる観光客が中心となると想定される。特に、整備地に隣接する観光スポットである県立佐野運動公園や八浄寺への約 250 千人の来訪者や「淡路ワールドパークおのころ」（約 300 千人）、「パルシェ香りの館」（約 241 千人）などの整備地に比較的近い観光スポットからの立ち寄りなどを想定し、入込数を算出している。</p> <p>利用対象者は、計画区域外からの入り込みに加え、地元で生産された農水産物の販売や、カフェスペースがあることから地域住民の利用も一定程度あると想定する。</p> <p>利用時期は、年間通して施設を営業しており、また、シーズン</p>
--	--	--	---

			によって提供できる農水産物が変化していくため、年間通しての利用が見込まれる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設等の規模について、他市の整備状況、市内水産物の生産数量等を考慮し計算している。 設置場所について、小学校跡地については住民の利便性、野田尾興隆寺地域については農山漁村の豊かな景観、耕作放棄地の解消などを勘案し決定している。 また、今回計画している各事業メニューを用いて、交流から滞在、滞在から定住へと有機的に繋げる取り組みを検討している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	経営戦略、運営体制については、施設が多くの利用者や市民等に愛される施設として、多様なニーズに応えるとともに地域と一体となった運営を目指すこととしている。 ①地域の資源を活用した運営であること。 ②常に利用者や地域ニーズを把握した適切な運営であること。 ③最小の経費で適正な管理運営が行われること。 ④曜日や時間帯別の利用ニーズに的確に対応した運営であること。 ⑤隣接する地域活性化施設との連携による取り組みに努めること。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	事業実施主体又は管理主体において、役員の構成員として女性が参画している場合もあるし、雇用促進の観点も踏まえ女性の採用も予定している。 また、地元組織の女性グループにイベント等への参画・協力を依頼し、女性来訪者も参加しやすいよう配慮する。
2-10	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	基本設計を行い、施設規模・構造等から概算事業費を算出してい

				るため妥当な積算である。また、費用対効果面からみて適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		構造計画を木造とすることにより他構造（RC、鉄骨造）より建設コストを下げている。また、廃校舎を活用することでコストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		附帯施設は施設利用者のためだけに利用可能な駐車場であり、周辺地域には駐車場を必要とする施設はなく、汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		備品のうち交付対象としているのは施設の機能上一体的な関係を有するもの、施設の稼働期間中常時設置されるもの、当該施設において専門的に利用されるもののみであり、他の目的に利用できるようなものはない。 ・水産物処理加工施設 材料保管用プレハブ冷蔵庫（加工場） 多段冷蔵ショーケース（直売コーナー）
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		整備予定地は、明石海峡大橋、淡路島国営明石海峡公園、兵庫県立淡路島公園及び、ニジゲンの森に近い位置にあることから高い集客効果が期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		買収が必要となる施設用地は既に地権者の同意を得ており、施設整備の着手予定である令和5年度までに売買する見通しがついている。 また、用地の取得等に必要となる地元調整は、地元組織が行うものとするということで地域と合意している。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○		宿泊機能を備えた市民農園を整備することにより、一過性の農業体験にとどまらず、中長期的な視点で定住を目指す利用を想定してる。 宿泊機能は滞在型市民農園にとって一体不可分の機能であり、1部屋当たりの宿泊形態は家族でも利用可能となっており、今回計

				画する棟数は10棟を予定。よって、実施要領第8の2の(19)のイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設である。								
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か											
	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし								
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	○		<p>整備する施設は全ての延べ床面積の合計が1,500㎡以内である。</p> <p>市民農園（野田尾）59m2×5棟=295m2 農家レストラン 110m2 地域住民活動支援促進施設 約124.79m2 市民農園（興隆寺）約84m2×5棟=420m2 合計 949.79m2</p> <p>※既存施設の改修を除く。</p>								
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	○		<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内である（市民農園の滞在施設、農家レストラン、地域住民活動支援促進施設）。</p> <p>また、既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっている（水産物処理加工施設）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民農園（野田尾）</td> <td>295m2×290千円=85,550千円</td> </tr> <tr> <td>農家レストラン</td> <td>110m2×290千円=31,900千円</td> </tr> <tr> <td>市民農園（興隆寺）</td> <td>420m2×290千円=121,800千円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	交付限度額	市民農園（野田尾）	295m2×290千円=85,550千円	農家レストラン	110m2×290千円=31,900千円	市民農園（興隆寺）	420m2×290千円=121,800千円
施設	交付限度額											
市民農園（野田尾）	295m2×290千円=85,550千円											
農家レストラン	110m2×290千円=31,900千円											
市民農園（興隆寺）	420m2×290千円=121,800千円											

				<table border="1"> <tr> <td>地域住民活動支援促進</td> <td>124.79m²×290千円=36,189千円</td> </tr> <tr> <td>水産物処理加工施設</td> <td>928m²×290千円=269,120千円</td> </tr> </table> <p>※市民農園（野田尾）、農家レストラン、市民農園（興隆寺）、地域住民活動支援促進施設については、整備費が上限事業費を超えており、交付限度額を上回る整備費については、交付対象事業費から除いている。</p>	地域住民活動支援促進	124.79m ² ×290千円=36,189千円	水産物処理加工施設	928m ² ×290千円=269,120千円
地域住民活動支援促進	124.79m ² ×290千円=36,189千円							
水産物処理加工施設	928m ² ×290千円=269,120千円							
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか							
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		計画地域間が連携することによって来訪者が循環する取り組みを検討しており、また、地域間を繋ぐ新設道整備計画があり、来訪者の増加による地域内外又は地域間の相互連携が一層促進される。				
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		水産物処理加工施設では、主に地域特産のわかめの生産拡大による販売力強化を図る。 農家レストランでは、原材料として地域で生産されたグリーンパパイアや地域で獲れたシシ肉などを活用して、カレーなどの新商品を開発している。 いずれの施設も農水産物の付加価値を向上させ、特産品化及び生産者の販売力強化・ブランド化に資するために必要な施設である。				
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		年間を通じての運営を行う。また、地域住民から一定以上の人を雇用することを努力目標とする予定である。				
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		農家レストラン、水産加工施設は、原材料を加工処理して提供する施設であり6次産業化に資する。また、女性の雇用を想定しており女性参画の促進に寄与する施設である。				
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		事業実施主体において、適正な資金調達計画と償還計画の策定をすべく計画を進めている。				

				起債計画について、財政当局と十分に協議を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		地方自治法第 234 条の 3 に基づき、制限付き一般競争入札により行う予定である。 市以外が事業実施主体となって整備するメニューについても、市に準じる方法で業者選定を行う。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		<p>【市民農園、キャンプ場】 市において、設置管理条例を制定、維持管理計画を作成し適切に管理・運営を行う。 運営については指定管理委託とする予定で、委託契約内容については現在作成中である。 施設・設備の管理・更新については、損耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を回復させるために必要な修繕を行うこととしているが、他の市有施設の指定管理委託と同様に、簡易な施設修繕については指定管理受託者が実施し、一定額以上の施設修繕については市が負担する予定である。 なお、簡易修繕に充てる資金については、指定管理受託者が事業収益の一部を施設改修費として積み立てるよう計画する。</p> <p>【地域住民活動支援促進施設】 市において、設置管理条例を制定、維持管理計画を作成し適正に管理・運営を行う。 運営については淡路市が直接行う。 改修・更新等に必要な資金も市が負担する。</p> <p>【農家レストラン】 合同会社興隆寺が維持管理計画を策定し、適正に管理・運営を行う。 合同会社興隆寺（実施要領第 3 の 5 の（3））が事業実施主体とな</p>

				<p>って整備し、施設の運営も行う。計画主体である淡路市の指導のもと適正に管理・運営が行われる見込みである。</p> <p>また、事業収益の一部を施設の管理・更新の資金として積み立てるよう計画する。</p> <p>【水産物処理加工施設】</p> <p>株さの小が維持管理計画を策定し、適正に管理・運営を行う。</p> <p>株さの小（実施要領第3の5の（3））が事業実施主体となって整備し、施設の運営も行う。計画主体である淡路市の指導のもと適正に管理・運営が行われる見込みである。</p> <p>また、事業収益の一部を施設の管理・更新の資金として積み立てるよう計画する。</p>
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		<p>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定している。</p> <p>このうち事業費が 5,000 万円以上のものについては令和3年1月末に中小企業診断士の資格を持つ者による経営診断を受けた。</p>
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		<p>地域住民活動支援促進施設、水産物処理加工施設は他の事業との合体施工となるため、床面積により費用按分し、費用分担する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民活動支援促進施設 地域の消防器具庫の整備（市単独）を兼ねる。 ・水産物処理加工施設 旧佐野小学校1階で水産物処理加工施設を実施し、2、3階で公民館機能などの文化事業（市単独）を実施する。
	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		交流人口の増加、地元雇用の促進等を目的とした施設である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付	—		該当なし

	対象となる施設等ではないか			
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。